

大都市地域における地方公共団体の設置等
に関する特例法案（仮称） 骨子（案）

第1 目的

この法律は、指定都市等を廃止し、その区域において特別区を設置するための手続の特例、税源配分、財政の調整、事務の範囲等についての意見の申出に関する手続及び新たな大都市制度についての意見の申出に関する手続を定めることにより、地方公共団体の発意を尊重しつつ、国と地方公共団体が協働しながら、新たな地方制度を構築していくことを目的とする。

第2 特別区の設置

1 特別区設置協議会

(1) 特別区設置協議会の設置

一の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の市町村（以下「関係市町村」という。）並びに関係市町村を包括する道府県（以下「関係道府県」という。）は、関係市町村を廃止し、その区域において特別区を設置しようとするときは、特別区の設置に関する計画（以下「特別区設置計画」という。）の作成その他特別区の設置に関する協議を行うため、協議により規約を定め、それぞれの議会の議決を経て、協議会（以下「特別区設置協議会」という。）を置くものとする。

(2) 関係市町村の総人口

関係市町村の総人口は、二百万人以上でなければならない。

(3) 特別区設置計画の作成

特別区設置計画は、おおむね次に掲げる事項について、作成するものとする。

- ① 特別区を設置する時期に関する事項
- ② 特別区の名称、区域及び事務所の位置に関する事項
- ③ 関係市町村の財産処分に関する事項
- ④ 特別区の議会の議員の定数に関する事項
- ⑤ 関係道府県と特別区の事務の分担に関する事項
- ⑥ 関係道府県と特別区の税源の配分及び財政調整に関する事項
- ⑦ 関係道府県及び関係市町村の職員の引継ぎに関する事項

(4) 特別区設置協議会の組織

- ① 特別区設置協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- ② 特別区設置協議会の会長は、規約の定めるところにより、関係道府県及び関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。
- ③ 特別区設置協議会の委員は、規約の定めるところにより、関係道府県及び関係

市町村の議会の議員及び長その他の職員をもって充てる。

- ④ 特別区設置協議会の委員には、③のほか、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

2 総務大臣との協議

特別区設置協議会は、特別区設置計画を作成しようとするときは、関係道府県と特別区の事務の分担に関する事項並びに関係道府県と特別区の税源の配分及び財政調整に関する事項その他特別区の円滑な設置に資するため必要な事項について、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

3 議会の議決

(1) 議決

関係道府県の知事及び関係市町村の長は、特別区設置計画について、それぞれの議会の議決を経なければならない。

(2) 公表

(1) により全ての関係道府県及び関係市町村の議会の議決があったときは、関係道府県の知事及び関係市町村の長は、直ちに、特別区設置計画を公表するとともに、総務大臣に送付しなければならない。

4 関係市町村の選挙人の投票

(1) 選挙人の投票

3 (1) により全ての関係道府県及び関係市町村の議会の議決があったときは、60日以内に、関係市町村の廃止及びその区域における特別区の設置について、関係市町村の選挙人の投票に付し、それぞれその過半数の同意を得なければならない。
※ 関係市町村の選挙人の投票は、同一の期日に行わなければならないものとする。

(2) 公職選挙法の規定の準用

政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、(1) の選挙人の投票について準用する。

5 総務大臣に対する申請

4 による全ての関係市町村の選挙人の投票において、それぞれその過半数の同意があったときは、関係道府県及び関係市町村は、共同して、総務大臣に対し、関係市町村の廃止及びその区域における特別区の設置を申請するものとする。

6 総務大臣の処分及び告示等

(1) 総務大臣の処分

関係市町村の廃止及びその区域における特別区の設置は、5の申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。

(2) 総務大臣の告示

(1) による処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(3) 効力の発生

(1) による処分は、(2) による告示によりその効力を生ずる。

(4) 道府県に関する特例

(1) により設置された特別区は、地方自治法の特別区とし、当該特別区を包括する道府県は、当該特別区の存する区域においては、法令の適用については都とみなす。

第3 税源配分、財政の調整、事務の範囲等についての意見の申出

1 道府県及び特別区による意見の申出

第2・5の申請をする関係道府県及び関係市町村又は第2・6(1)により設置された特別区及びこれを包括する道府県は、特別区とこれを包括する道府県との間における税源配分、財政の調整、事務の範囲等について都と特別区に関する制度と異なる制度が必要である場合には、共同して、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出ることができる。

2 議会の議決

1の意見については、それぞれの議会の議決を経なければならない。ただし、当該意見の内容が特別区設置計画に記載されているときは、この限りでない。

3 法制上の措置

政府は、1の意見の申出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに、必要な所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第4 新たな大都市制度についての意見の申出

1 都道府県又は指定都市等による意見の申出

指定都市又は特別区及びこれらを包括する都道府県は、新たな大都市制度について、共同して、総務大臣を経由して内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

2 議会の議決

1の意見については、それぞれの議会の議決を経なければならない。

3 地方制度調査会への諮問

内閣総理大臣は、1の意見の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、これを地方制度調査会に諮問しなければならない。

第5 その他

1 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

2 施行期日

この法律は、〇〇〇から施行する。

地方自治法改正案（特別区設置）要綱（案）

第1 特別区移行協議会

1 特別区移行協議会の設置

市町村を廃止し、その区域において特別区を設置しようとする市町村（以下「特定市町村」という。）及びこれを包括する都道府県は、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置に関する協定書（以下「特別区移行協定書」という。）の作成その他特別区への移行に関する協議を行うため、協議会（以下「特別区移行協議会」という。）を置くものとする。

2 特定市町村の要件

特定市町村は、一の指定都市又は指定都市を含み、隣接する同一都道府県の区域内の二以上の市町村であって、その総人口が100万人以上で政令で定める人数を超えるものでなければならない。ただし、既に特別区が設置されている都道府県の区域内において、その特別区に隣接して特別区を設置しようとするときは、この限りでない。

3 会長及び委員

(1) 会長

特別区移行協議会の会長は、都道府県知事をもって充てる。

(2) 委員

特別区移行協議会の委員は、規約の定めるところにより、都道府県の議会の議員又は職員及び特定市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充てる。

特別区移行協議会には、アのほか、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

第2 特別区移行協定書

1 特別区移行協定書の作成

特別区移行協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

- (1) 特別区を設置する時期に関する事項
- (2) 特別区の区域に関する事項
- (3) 都道府県と特別区の事務の分担に関する事項
- (4) 都道府県と特別区の税源の配分及び財政調整に関する事項
- (5) 特別区の議会の議員の定数に関する事項
- (6) 特定市町村の財産及び債務の承継に関する事項
- (7) 都道府県及び特定市町村の職員の引継ぎに関する事項
- (8) (1)から(7)までのほか、特別区の設置に関する重要事項

2 既に特別区が設置されている場合の配慮

既に特別区が設置されている都道府県の区域内において、その特別区に隣接して特別区を設置しようとするときは、特別区移行協定書の作成に当たっては、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、既に設置されている特別区に係る1(3)及び(4)の事項との均衡に配慮しなければならない。

3 総務大臣への説明

特別区移行協議会は、特別区移行協定書を作成しようとするときは、特別区への円滑な移行に資するため、総務大臣に情報を提供し、説明するものとする。

4 公表及び総務大臣への送付

特別区移行協議会は、1により特別区移行協定書を作成したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣に送付しなければならない。

第3 議会の同意

1 都道府県及び全ての特定市町村の議会の同意

第2・1により特別区移行協議会が特別区移行協定書を作成したときは、都道府県知事及び特定市町村の長は、それぞれの議会に付議し、その同意を得なければならない。

2 特別区移行協定書の告示

1により都道府県及び全ての特定市町村の議会の同意があったときは、都道府県知事及び特定市町村の長は、特別区移行協定書を告示しなければならない。

第4 住民投票

1 住民投票の請求

第3・1により都道府県及び全ての特定市町村の議会の同意があったときは、特定市町村の長は、選挙管理委員会に対し、第5の申請（特別区の設置の申請）をすることについて住民（当該特定市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者に限る。以下同じ。）の投票（以下「住民投票」という。）に付するよう請求しなければならない。

2 住民投票の実施

1の請求があったときは、特定市町村の選挙管理委員会は、第5の申請（特別区設置の申請）をすることについて住民投票に付さなければならない。

3 住民投票の手続

(1) 告示

住民投票の期日は、少なくとも14日前に告示しなければならない。

(2) 特定市町村の長による特別区移行協定書の内容の説明

特定市町村の長は、特別区移行協定書の内容について、住民の理解を促進す

るよう、パンフレットを住民に配布し、分かりやすい十分な説明をしなければならない。

(3) 特定市町村の議会の会派による意見の表明

ア 特定市町村の議会の会派は、住民投票に関して意見を表明しようとするときは、選挙管理委員会において意見表明団体の登録を受けることができる。

イ 選挙管理委員会は、意見表明団体の意見を公報に掲載し、住民に配布しなければならない。

(4) 公職選挙法の規定の準用

政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、住民投票について準用する。

第5 都道府県及び特定市町村による共同申請

第4・2による全ての特定市町村の住民投票において、それぞれ過半数の同意があったときは、都道府県及び特定市町村は、共同して、総務大臣に対し、特別区移行協定書を添えて、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置の申請を行うものとする。

第6 特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置

1 総務大臣による処分

総務大臣は、第5の申請に基づき、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置を定めるものとする。

2 総務大臣による告示及び国の関係行政機関の長に対する通知

総務大臣は、1の処分をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

3 効力の発生

1の処分は、2の告示によりその効力を生ずる。

4 必要な法制上の措置等

政府は、特別区移行協定書の内容を尊重し、第5の申請があった日から6月を目途に特別区の設置に必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(※ 法制上の措置には、特別区財政調整交付金に関する規定及び地方税法、地方交付税法その他の地方財政に関する法律の規定の特例を定めることを含む。)

第7 特別区設置の準備事務等

1 特別区設置の準備事務

特別区の設置に関する準備事務は、特定市町村が単独で又は共同して行うものとする。

2 都道府県の支援

都道府県は、特定市町村に対し、1の準備事務に関する必要な支援を行わなければならない。

3 特別区の議会の議員の定数

第3・2により告示された特別区移行協定書に定める議会の議員の定数は、当該特別区の条例により定められたものとみなす。

4 財産処分

特定市町村を廃止し、その区域において特別区を設置する場合において必要となる財産処分は、特別区移行協定書の定めるところによる。

第8 政令への委任

この法律に規定するものを除くほか、住民投票の実施について必要な事項並びに職務執行者の選任方法その他の特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置に伴う措置について必要な事項は、政令で定める。

第9 その他

1 都の特別区の扱い

従来の都の区は、改正後の地方自治法の特別区の章の規定により設置された特別区とみなす。

2 所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うものとする。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

1. 市町村の廃止・特別区の設置及び道府県を都とする処分

【対象市町村】

- ① 指定都市又は同一道府県内の指定都市及びこれに隣接・近接する市町村 かつ
- ② 人口の合計が70万以上

【処分の手続】

- ① 申請することにつき道府県及び関係市町村の議会が議決
- ② 道府県及び関係市町村が総務大臣経由で内閣に申請
- ③ 内閣が処分
- ④ 総務大臣が直ちに告示、当該告示により処分の効力発生

2. 都・特別区設置協議会の設置

○以下の事項に関する協議を行う

- ・ 基本的な計画の作成（→道府県及び関係市町村の計画実施義務）
- ・ 市町村の廃止・特別区の設置及び道府県を都とすること
- ・ 都・特別区の事務処理及び財政調整
- 協議会から国等の関係機関に対する協力要求権
- 会長・委員は、道府県及び関係市町村の議会の議員・長その他の職員又は学識経験者から選任

3. 事務・財源配分等に関する提案

都及び特別区の事務財源配分等につき国が講ずべき新たな措置について、議会の議決を経て、総務大臣経由で内閣に提案が可能

→内閣は、

- ・ 提案を尊重する
- ・ 提案からおおむね3月以内に新たな措置の必要の有無を判断し、必要があるときは、所要の法制上の措置等を講ずる
- ・ おおむね6月以内に（求めがあったときは直ちに）、対応状況を国会報告→国会は、
- ・ 内閣から報告を受け、必要と認めるときは所要の法制上の措置を講ずる

4. 事務・財源配分等協議会の設置

○3.の事務財源配分等につき国が講ずべき新たな措置についての提案に関する協議を行う

- 都及び全ての特別区により設置
- 設置の手続・権限・組織・規約については、都・特別区設置協議会に関する規定を準用

附 則

○公布日施行（ただし、1.は、平成25年4月1日施行）

○政府は、施行後速やかに、遅くとも平成25年3月31日までに、市町村の廃止・特別区の設置及び道府県が都とされるために必要な法制上の措置等を講ずる